

やそれらの事業効果の持続性をさらに高めるための技術開発を進める。
なお、覆砂の実施に当たっては、作れいや航路のしゅんせつ等で生じる土砂を可能な限り有効に活用するものとする。

(2) 海浜等の清掃

漁場環境の保全を図るため、市町村、県漁業協同組合連合会等と連携し、ボランティア等の協力を得ながら、海浜に漂着した流木や、空き缶、プラスチック等の生活廃棄物等を除去・回収する。また、海底にたい積したごみについては、漁業者の底びき網等による清掃活動を支援することなどにより、除去・回収を推進する。なお、有明海においては、沿岸の漁業者等が一体となって海浜等の清掃を行う有明海クリーンアップ事業を引き続き推進していく。
さらに、関係県と連携し、ごみの種類、量等に関する情報交換や啓発普及の方法等に関する協議等を行い、効率的な活動の展開を図る。

ト 水産動物の増殖及び養殖の推進に関する事項

有明海及び八代海における増殖及び養殖の推進を図るため、次の措置を講じるものととし、その実施に当たっては、関係各県間で十分な協議・連携を図るものとする。

(1) 増殖の推進

(イ) 水産動物の種苗の放流

マダイ、ヒラメ、クルマエビなど本県の重要な水産資源の回復等を図るため、種苗生産・育成等の技術の開発を行うとともに、生態系への影響に配慮した放流を推進する。

なお、放流効果を高めるため、沿岸県の連携による共同放流事業に取り組むとともに、漁場の整備・保全等の関連事業との連携を図り、より効果的な放流方法の検討を行いながら実施していく。

また、これらを円滑に進めていくため、(財)熊本県栽培漁業協会の種苗生産機能の充実及び漁業者等による広域的な種苗放流体制の整備等に取り組んでいく。

(ロ) 資源管理の推進

地域の実情及び対象生物の特性に応じた資源管理を推進するため、資源量及び漁獲実態を把握するとともに、小型魚や産卵親魚等の保護、休漁を含む漁獲努力量^{*12}の削減等について、漁業規制や漁業許可・漁業権制度の的確な運用等により、漁業者だけでなく遊漁者を含む資源管理を推進し、資源の有効利用と回復に取り組んでいく。

(2) 養殖の推進

(イ) 漁場環境に配慮した養殖の推進

魚類養殖については、漁協が策定した漁場改善計画に基づき、漁場の改善を推進するとともに、漁港・漁場整備事業等による沖合養殖場の造成等に対する支援等を行う。併せて薬に頼らない養殖を普及することにより、生産の安定と向上及び安全・安心な魚づくりを推進する。

ノリ養殖については、網の張り込み枚数や密度等に関する指導方針について徹底を図るとともに、更に漁場に合ったノリ養殖が行われるよう、新たな指導方針策定のための研究を進めるものとする。

また、環境の変化等に対応した適切な養殖管理を推進するため、漁場調査定点を追加するなど環境モニタリングの強化を図るとともに、関係県との広域的な情報の共有化及び伝達体制の整備を行い、漁業者への迅速な情報提供に取り組んでいく。

(ロ) 酸処理剤の適正な使用

酸処理剤^{*13}については、漁協の区画漁業権行使規則による、i) 全国漁業協同組合連合会が適格性を有すると認定した製品の使用、ii) 残液の回収と陸上での処分に係る取決め等の遵守の徹底を図るため、県漁業協同組合連合会等と連携し漁場等における巡回、監視を実施する。

また、酸処理剤による海域への負荷の削減を図るため、高塩分処理^{*14}、pH計^{*15}の使用等をさらに普及するとともに、秋芽網^{*16}の一斉撤去等養殖管理を推進することにより病気を抑制し、使用量の削減を図る。

(3) 漁場の施設の整備

漁場整備との一体性を考慮しつつ、次の漁場の施設の整備を推進する。事業の実施に当たっては、より効果を高めるため、種苗放流、資源管理の推進及び持続的養殖生産確保のための取組みと十分な連携を図るものとする。

(イ) 魚礁の整備

魚類の蝟集^{*17}発生及び生育が効率的に行われ、生産性が高い漁場を造成するため、漁場特性及び漁業実態に即した魚礁を設置し、漁場の整備を推進する。

(ロ) 増養殖施設等の整備

水産動物の発生及び生育を促進するため、藻場等の増殖施設や中間育成場^{*18}等の栽培漁業施設の整備を推進する。

また、漁協が策定した漁場改善計画に基づき、漁場の改善を推進するとともに、必要に応じて漁港・漁場整備事業等による沖合養殖場の造成などの施設の整備等を行い、養殖漁場の水域環境の改善等を推進する。

チ 有害動物の駆除に関する事項

アサリ等二枚貝は干潟における環境浄化や海の生態系の維持に重要な役割を有しているが、トビエイ等による食害がアサリ資源の減少の大きな要因になっていることか